

第 4 回 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 議事録

開催日時	2019年11月18日(月) 14:58~17:05	
開催場所	町田市役所市庁舎2階 市民協働おうえんルーム	
出席者 (敬称略)	委員	佐藤圭一会長、安達廣美副会長、丹間康仁、遠藤誠徳、小崎公平、中一登、中田和夫、大石眞二
	事務局	北澤学校教育部長、金木指導室長、田中教育総務課長、是安教育総務課担当課長、浅沼施設課長、峰岸学務課長、有田保健給食課長、林教育センター所長、(教育総務課総務係)鈴木担当係長、中野主任
傍聴者	4名	
審議内容	(1) 第3回審議会の振り返り (2) 「適正配置の基本的な考え方」の調査審議	

■議事内容 (敬称略)

1.開会・配布資料の確認

佐藤会長 本日は、お忙しい中、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、審議会条例に基づき、出席者数を確認いたします。

本日も、委員 8 名全員が参加しておりますことを確認いたしました。よって、第 4 回 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を開会したいと思います。

それでは審議に先立って事務局から配布資料の確認をお願いします。

教育総務課 よろしくお願いいたします。配布資料、今回は 9 点になります。まず、

担当課長

資料 1 第 3 回 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 議事録

資料 2 第 3 回町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の議事整理について
(案)

資料 3 「町田市教育プラン 2019-2023」について

資料 4 就学指定校別 児童・生徒の居住地分布図

資料 5 適正配置の基本的な考え方に関する論点 (案)

資料 6 小・中学校における通学の負担軽減策について

資料 7 「国内におけるスクールバス活用状況等調査報告」

こちらは抜粋になります。次に、

資料 8 町田市教育委員会における通学路及び通学の安全確保について

資料 9 町田市立小川小学校 通学路図

になります。

佐藤会長 ありがとうございます。

2. 第 3 回審議会の振り返り

佐藤会長 それでは、これから議事を進行してまいりたいと思います。

まず、次第の 1 番目にあります「第 3 回審議会の振り返り」を進めていきたいと思ひます。振り返りにあたって、事務局から前回の議事を整理いただいた内容について説明をお願いしたいと思ひます。

教育総務課 それでは、事務局から資料 1 から 3 の内容についてご説明いたします。

担当課長 まず資料 1 の「第 3 回 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 議事録」をご覧ください。

資料 1 は、10 月 28 日に開催いたしました第 3 回審議会の議事録でございます。こちらは前回と同様に委員の皆様には事前に送付し、内容確認をしていただいておりますので、この場での確認は割愛させていただきます。

次に資料 2 の「第 3 回 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の議事整理について（案）」をご覧ください。

資料 2 は、第 3 回審議会において各委員から発言のあった内容について、「認識が一致した事項」として記載のとおり整理いたしました。また、事務局で議事整理をさせていただいた中で、審議内容について確認が必要な事項について「確認を要する事項」として整理したうえで、審議会における取り扱いと併せて提案させていただいております。

まず、「認識が一致した事項」としてまとめた内容をご説明いたしますので、1 ページ目の枠内にあります「適正規模の基本的な考え方」をご覧ください。

(1) は、「大規模校の学校運営上の課題と対策」について、大きく「①学校施設から見た課題と対策」と「②教員の組織体制から見た課題と対策」の 2 つに整理させていただきました。

順番にご説明いたします。①をご覧ください。学校施設から見た課題は、各委員のご発言を踏まえて、「a 学級数の増加によって生じる課題」「b 児童・生徒数の増加によって生じる課題」「c 教育活動の充実によって生じる課題」の 3 点に整理させていただきました。

a の課題では、面積が限られている校庭や体育館における授業や、教室数が限られている理科室や図工室などの特別教室における授業の時間割を組むことが難しくなる、といった課題がございました。

b の課題には、面積が限られている体育館で学校行事を行う際、児童・生徒が入り切らなかつたり、災害時の一時避難場所を確保することなどが難しくなつたりする、といった課題がございました。

c の課題には、小学校の算数や中学校の英語・数学における習熟度別学習の導入や、特別支援教育の充実のような、児童・生徒数の増加の有無に関わらず、学校建設時に想定されていなかった教育活動の充実によって教室数が不足する、といった課題がございました。

これら 3 つの課題の対策は、「イ 対策」でまとめさせていただいているとおり、「a 環境変化に対応できる、ゆとりのある学校施設づくりや施設・設備機能の充実」「b ゆとりのある学校施設づくりに適した場所での学校施設の建設や改修」

「c 学校間の学校施設環境の差が生じることがなくなるためのすみやかな対策の実施」の 3 点に整理させていただきました。

続いて、「②教員の組織体制から見た課題と対策」をご説明いたしますので「ア 課題」をご覧ください。教員の組織体制から見た課題は、各委員のご発言を踏まえて、「a 児童・生徒数の増加によって生じる課題」「b 教員数の増加によって生じる課題」の 2 点に整理させていただきました。

a の課題には、教員が把握すべき児童・生徒数が増加することによって、児童・生徒と向き合う時間が少なくなることや、教育活動に必要な支援人材が児童・生徒数に比例して確保できない場合に、教育活動に困難な状況が生じる、といった課題ございました。

b の課題には、管理職などが若手教員のマネジメントや人材育成を行うために必要な時間が少なくなることや、教育活動に専念・充実させるために必要な支援人材が教員数に比例して確保できない場合に、教育の質を向上させることが困難な状況が生じる、といった課題がございました。

これら 2 つの課題の対策は、「イ 対策」でまとめさせていただいているとおり、「教員の支援人材の配置や学校規模に比例した配置の充実と、その積極的な活用」という形で整理させていただきました。(1)の説明は以上です。

次に(2)をご覧ください。「1 学年あたりの望ましい学級数」については、各委員から、未来の子どもたちの教育環境を考えたときに「1 学年あたりの望ましい学級数」からすぐに外れてしまわないように、その範囲に幅を持たせる必要があるという主旨のご発言がありました。

その発言を受けて、議事整理では「未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要となる『1 学年あたりの望ましい学級数』を一定の期間維持するためには、その範囲に幅を持たせる必要がある」という言葉で整理させていただきました。

また、「1 学年あたりの望ましい学級数」の範囲に幅を持たせるためには、先ほど(1)でご説明した課題に対して必要な対策を実施することが前提になるのではないかと、というご発言もございました。

その発言を受けて、議事整理では「その『1 学年あたりの望ましい学級数』の範囲に幅を持たせるためには、大規模校における学校運営上の課題について、必要な対策を実施することで解決を図ることを前提とする必要がある」という言葉で整理させていただきました。

この 2 つの共通認識と補充調査の結果などを踏まえて、「1 学年あたりの望ましい学級数の上限」を小学校は 4 学級、中学校は 6 学級としたことをまとめております。

その一方で、委員から、教育活動上の望ましい学級数の上限と学校施設整備における学級数の上限を分けて考えておいた方が良いのではないかと、というご提案もございましたので、2 ページ目の「確認を要する事項」において、その取扱いについて事務局から提案をさせていただいております。

「認識が一致した事項」について、議論の経過を含めて整理した内容については

3 ページ目以降にまとめておりますので、後程そちらをご覧ください。

続いて、「確認を要する事項」として整理した内容について説明と提案をいたしますので 2 ページ目をご覧ください。

「確認を要する事項」は、4 点ございます。1 点ずつご説明いたします。

まず(1)の「学校施設整備における学級数の上限について」ですが、将来、特定の地域において 1 学年あたりの望ましい学級数を上回ることが見込まれる場合に、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った学校施設づくりを検討できる余地を残す必要があるのではないかと、という委員から提案をいただいた内容について、審議会でのどのように取り扱うか確認するものです。

事務局からは、1 学年あたりの望ましい学級数の上限を答申する際に、ただし書きを加筆することを提案いたします。提案する加筆内容については、4 ページ、一番下に記載しておりますので、加筆の要否及び加筆内容へのご意見をお願いしたいと思います。

次に(2)の「子どもへのアンケートについて」ですが、これまで実施してきたアンケートが大人の目線になっているので、子どもの意見を聞いてみるのも良いのではないかと、という委員から提案をいただいた内容について、審議会でのどのように取り扱うか確認するものです。

事務局からは、審議会として子どもへのアンケートを実施するかどうかについて検討をお願いしたいと思います。また、子どもへのアンケートを実施する場合には、審議会としてその結果をどのように取り扱うか、併せて検討をお願いします。

次に(3)の「『町田市教育プラン 2019-2023』の内容について」ですが、審議会として町田市の教育プランの目標や方針、進捗状況を把握したうえで議論する必要があるのではないかと、という委員からの提案がございました。

現行の教育プランについては、第 1 回審議会で概要版をお配りいたしましたが、ご説明する機会を設けておりませんでしたので、後ほど資料 3 でご説明させていただきます。

次に(4)「適正規模の範囲を下回る、または上回る場合の対応について」ですが、こちらは第 3 回審議会で 8 つのパターンをお示した内容について、各委員から「学校選択制度」のあり方について多くのご発言をいただいた一方で、「学校選択制度」以外の対応策の検討について、十分時間を確保することができなかったことについて、その取扱いを確認するものです。

事務局からは、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを具体的に検討する際に改めて対応策を確認することを提案いたします。資料 2 の説明は以上となります。

続きまして、「町田市教育プラン 2019-2023」の内容をご紹介しますので、資料 3 の項番 1 をご覧ください。

皆さんもご存じのとおり、情報化の進展に伴う産業構造・ライフスタイル等の社会的変化やグローバル化、人口減少・超高齢化が進み、教育をめぐる環境は複雑化・多様化しています。

このような状況を踏まえ、町田市が目指す教育の姿の実現に向けた施策の方向性を示す「町田市教育プラン 2019-2023」を 2019 年 2 月に策定いたしました。

教育プランは、学校教育と生涯学習の分野が一体となって構成されていますので、本審議会では学校教育の分野にかかる内容をご説明いたします。

(1) は、教育プランを策定するうえで見据えるべき環境変化について「教育を取り巻く環境変化」として、①から⑤の 5 点あげております。学校教育にかかる内容は①から④になりますが、いずれも第 1 回の審議会で確認した環境変化と同様の内容となっておりますので、この場での説明は省略いたします。

(2) は、「町田市教育プラン 2019-2023」の教育目標と基本方針です。学校教育にかかる教育目標は、「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」としてあります。これは、人権尊重の理念を基盤とし、次代を担う子どもたちが、大きな変化が予測されるこれからの社会の中において、夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、目標に向かってたくましく生きることのできる力を育むことを目指すことを謳ったものです。

この教育目標を実現するために、基本方針として学校教育分野において「学ぶ意欲を育て『生きる力』を伸ばす」「充実した教育環境を整備する」「家庭・地域の教育力を高める」という基本方針を掲げております。

この審議会で議論している適正規模・適正配置の推進は、基本方針Ⅱの「③将来を見据えた学習環境の整備を進めます。」という方向性・視点を実現するための取り組みとして位置づけております。

今、ご説明させていただいたような、各基本方針を実現するための取組の視点については、この資料の 2 ページでご紹介しておりますのでご覧ください。長くなりましたが、事務局からの説明は以上になります。

佐藤会長

ご説明ありがとうございました。ただいま事務局から資料の説明と提案がありました。今回も資料ごとに内容を確認しながら、これから意見交換してまいりたいと思います。

まず資料 1 の第 3 回審議会の議事録については、事務局からご説明があったとおり、各委員に事前確認がありましたので、これまで同様、今回もこの場での確認は割愛して、資料 2 と 3 を一括して確認したいと思います。

資料 2 では、第 3 回審議会で認識が一致した事項として「大規模校の学校運営上の課題」そして「1 学年あたりの望ましい学級数の上限」の 2 点について整理してご提案いただきました。

また、確認を要する事項として「学校施設整備における学級数の上限について」、二つ目「子どもへのアンケートの実施について」、三つ目「教育プランの内容について」、四つ目「適正規模の範囲を下回る、または上回る場合の対応策について」の 4 点について整理と提案がいただきました。この確認を要する事項のうち、三つ目については資料 3 でご説明いただきました。

まず、認識が一致した事項について、事務局から提案いただいた内容で審議会としてとりまとめてよいか、ご意見のある方から挙手でご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

丹間委員

第 1 回の審議会から振り返りますと、2019 年 6 月に実施したアンケートでは規模の大きな学校の困りごとや対策を聞いていなかったもので、補充調査を実施して

いただきました。

現状としても、町田市には比較的学級数の多い小学校や中学校というのが存在していますので、補充調査によって、そうした学校の抱えている困り事をはじめ、その解決のアイデアや対策といったものを確認し、それを踏まえた適正規模、1学年あたりの望ましい学級数の上限について検討できたと思います。

単に現状を追認するというだけではなく、課題を把握し、その対策をハード面、ソフト面それぞれで考えて検討した結果であるといえます。そういう意味では、必要な対策を大きな規模の学校に対してしっかりと実施していただくということをお願いしたいというふうに考えます。

佐藤会長

今、丹間委員からもありましたけれども、大きな規模の学校に必要な対策を実施する必要があることを改めて確認したうえで、認識が一致した事項について、事務局から提案のあった内容を共通認識として今後の議論を進めてまいりたいと思えますけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

各委員

「異議なし」の発言あり。

佐藤会長

ありがとうございます。続いて確認を要する事項として提案があった内容について意見交換していきたいと思えます。事務局から提案のあった4点についてご意見がある方は、挙手で発言をお願いしたいと思います。

まず、1点目の「学校施設整備における学級数の上限について」ご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

小崎委員

私が申し上げましたことでもあるのですが、たまたま、私の子どもの中学校もそうなんですけれども、生徒数が非常に多くて、ここで適正規模と言われている6学級を超えて今は7学級。近い将来的には、資料にあるとおり8学級に迫っていく。また、過去にもそういう状態が数年前にもありました。

この審議会において6学級を中学校の適正規模の上限として考えるというのを前提で進めることについて異議はないのですが、建物というのは、建ててしまった後から増やすっていう事は非常に難しい。

ですから、すべての学校をそうする必要はないし、小さい規模が予想される学校は、小さく作っていくことも必要だと思うのですけれども、やはり答申のただし書きで、規模が大きくなっていく可能性のある学校の建物のキャパシティを少し多めにとっておけるようにする必要があるのではないかと思います。

多めにとっておくというのがどういうことかという、私のイメージでは、まずは教室数。現状、6学級を基準に作ってある学校で7学級8学級になると、単純にその分の教室が必要ですから、他の活動に使用している教室等を切り崩していくと、全体的な教育の幅、融通が効かなくなっていくというのは、先般の議論の通りだと思います。

そういうことが起こらないように、大規模化が想定されるのであれば余裕のある建物、教室数を作っていくことが必要じゃないかと思います。私はそこらへんは素人ですから、具体的には普通教室だけで良いのか、もしくは科目別教室にも余裕

が必要なものがあれば、そこも足していくことができるようただし書きを付けておかないと実現できないんじゃないかと思っています。

佐藤会長 ありがとうございます。今の小崎委員のご意見に対して、学校現場を代表するお二方からご意見はありますでしょうか。

中田委員 この審議会では、前回望ましい学級数の上限について議論してきましたが、この事は特に重要だという風に思っています。小学校は、3ないし4学級という一つの目安が導き出せたことは、この議論の成果かなというふうに思います。

その一方ですね、今のご意見もありましたけれども、ハード面の検討という事も、今後大切になってくるかなと考えています。

前回もお話させて頂きましたけれども、ゆとりを持った規模の学校施設であること。また、様々な状況に対応しうる、柔軟性のある学校施設であることが望ましい言うふうに考えております。以上です。

大石委員 前回の審議会で議論がありましたように、やはり統廃合を含めた通学区域の見直しを繰り返し行うような事があるのは、色々な面でデメリットが多いと考えます。

従いまして、中長期的な児童数、生徒数の見込みを考慮したり、将来の教育内容が変わっていくことによって必要とされる教室などが増加することを見越したりして、余裕を持った設計で改築や改修工事を行っていくことを確認しておければ良いのではないかと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。皆様のご意見としては、将来を見越して余裕を持った教室、施設的环境を確保していく必要があるというお話だったかと思えます。

続きまして、2点目の「子どもへのアンケートの実施について」ご意見をお聞きたいと思えます。この点について、いかがでしょうか。

遠藤委員 前回出た子どもへのアンケートなのですがけれども、事前に行ったアンケートは、保護者、先生、地域の方などの大人の方へのアンケートだったので、子どもの生の声を届けてみたいという率直な気持ちがあります。

その上で、どういった内容が審議会において参考になるかと考えた時に、学校での様子は先生方も分かって頂けると思うのですが、やっぱり登下校の際というのは、通学路以外の部分であったり、遠くのところであったりすると、どうしても子どもだけになってしまう環境があるので、登下校について子どもたちの生の声を聞いてみたいと言うふうに考えて、小P連でアンケートを検討しています。

具体的に言うと、どれくらいの通学時間で通っているかというのを聞いたうえで、登下校するとき実際にどのようなことを怖いと思うのか。例えば、車通りが多くて怖かったとか、車の飛び出しあって怖かったというようなこと。後は、最近の夏の猛暑の中、例えば20分かけて登校すると回答した子がいたとして、実際に気持ちが悪くなったとかめまいを起こしたことが有るかどうか、などの実際の子どもたちの声を聞いてみたいと思っています。

審議会も今回で4回目ということで、今年度中に実施できるよう検討して、審議会自体は来年度もあるので、そこまでにはアンケート結果をなんとか形にしたいなと考えています。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。子どもたちの生の声を届けていただけるということで、

アンケート結果をお待ちしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に 3 点目の「教育プランの内容について」と 4 点目の「適正規模の範囲を下回る、または上回る場合の対応策について」事務局からの提案にご意見はありますでしょうか。

各委員 (挙手なし)

佐藤会長 ご意見が無いようですので、提案どおり進めてよろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」の発言あり。

佐藤会長 ありがとうございます。「確認を要する事項」について各委員からご意見が出ましたので、その内容の整理は事務局にお願いしたいと思っております。

3. 「適正配置の基本的な考え方」の調査審議

(事務局からの情報提供及び論点の確認について)

佐藤会長 次に、次第の 2 番目にあります「適正配置の基本的な考え方」の調査審議をこれから進めていきたいと思っております。

これまで、子どもたちの良好な教育環境のために必要となる 1 学年あたりの望ましい学級数について議論してまいりました。今回からは、望ましい学級数を実現するための適正配置のあり方について議論を進めることとなります。

今回も調査審議に必要な資料をご用意いただいているようですので、事務局から説明をお願いします。

教育総務課 担当課長 それでは事務局から、資料 4「就学指定校別 児童・生徒の居住地分布図」と資料 5「町田市立学校の適正配置の基本的な考え方に関する論点(案)」について説明いたします。

まず、資料 4 をご覧ください。この資料は、第 3 回審議会の最後に情報提供させていただいた資料ですが、一部変更を加えた箇所がございますので、変更点を中心に説明いたします。

表紙に資料の構成をお示ししていますが、項番の 2 から 7 までの資料については、通学距離・通学時間の現状について、検討が必要となる学校を重点的に確認するために、2018 年度に町田市通学費補助金の交付を受けた児童・生徒が在籍する市立小・中学校周辺に絞って、分布図をご用意しています。

また、比較的通学距離・通学時間が短い学校の現状を確認するために、前回お示した町田市の南部に加えて、町田市中部の分布図を新たにお示ししております。

次に、資料内容の変更点をご説明いたします。表紙の裏側の 1 ページ目と 2 ページ目を見ながらお聞きいただければと思います。

変更点は 1 点です。「2.居住地分布図の見方」における路線バスの路線について、1 時間あたりの便数で、区分を 3 つに、3 区分いたしました。

前回お配りした分布図では、便数に関わらず同じ線を表示したのですが、

町田市は路線バスのネットワークがかなり発達している都市ですので、長時間または長距離の通学となる児童・生徒の負担を軽減する手段として路線バスを積極的に活用できるか確認いただくために、1 時間あたりの便数で分けたいしました。

一番目の太いピンク色の線が、1 時間あたりの便数が 6 本以上、つまり 10 分に 1 本以上の間隔で路線バスが運行している路線になります。

二番目のピンク色の点線、1 時間あたり便数が 3~5 本、10 分から 20 分に 1 本程度の間隔で路線バスが運行している路線になります。

三番目の細いピンク色の線が、1 時間あたり便数が 3 本未満、20 分に 1 本以下の間隔で路線バスが運行している路線になります。資料 4 の説明は以上です。

次に、資料 5 をご覧ください。資料 5 は「町田市立学校の適正配置の基本的な考え方」に関する論点（案）を事務局から提案した資料になります。

「適正配置の基本的な考え方」の調査審議は、1998 年答申を踏まえると、1 学年あたりの適正な学級数を実現するために必要となる学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行う際の通学時間・通学距離の考え方や、見直すにあたって必要な対策や配慮事項を審議する必要があります。

その論点については、第 2 回審議会において事務局から提案して了承いただいているところですが、第 2 回以降の審議会における議論の経過を踏まえて、その論点のうち、第 4 回審議会で調査審議する論点について、事務局から改めて（1）～（4）の 4 項目の提案をいたします。

（1）から順番にご説明いたしますので、1 ページ目の（1）をご覧ください。（1）は、「『適正配置の考え方』について」です。

1998 年答申においては、下に参考でお示ししている「適正配置の考え方」を審議会の共通認識として定め、適正配置の基本的な考え方を調査審議しています。

本審議会においても「適正配置の考え方」について認識を確認したうえで調査審議を進める必要があることから、「本審議会における『適正配置の考え方』の認識」を論点として提案いたします。

（2）は、「通学時間・通学距離」です。

1998 年答申においては、「通学距離」という位置づけで、2 ページ目の参考でお示ししているとおり、文部科学省の考え方を踏まえて、「通学距離の上限を法規上の小学校でおおむね 4km 以内、中学校でおおむね 6km 以内」としています。

その一方で、2019 年 6 月に実施したアンケート調査では、保護者や教員の方々がより回答しやすくなるように、通学距離を通学時間に置き換えてお聞きしています。その結果、小学校・中学校の保護者・教員ともに「片道の通学時間の許容範囲」については、「30 分程度」、徒歩で概ね 2km 程度が 1 位という結果となっています。

これらを踏まえて、通学時間・通学距離を調査審議する上で必要な論点について、「①通学時間または通学距離のどちらに重きをおいた議論をするか」「②片道の通学時間または通学距離の許容範囲」の 2 点を提案いたします。

次に 2 ページ目をご覧ください。（3）は、「通学の負担軽減について」です。

1998 年答申においては、通学の負担軽減について、「町田市の地形の特徴も

考慮し、児童・生徒にとって著しく過大な負担とならないよう配慮していくものとする」としています。

その一方で、アンケート調査において「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」として「通学手段（通学の負担軽減）に関すること」が 134 件の具体的な提案が寄せられており、第 1 回審議会においても、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえでは通学の負担軽減の議論が必要である、というご意見を多くいただいております。

これらを踏まえて、通学の負担軽減を調査審議する上で必要な論点として「長時間・長距離通学の負担軽減に必要な対策及び配慮事項」を提案いたします。

(4) は、「通学の安全対策について」です。

1998 年答申においては、「安全な通学路」という位置づけで、下の参考で示した考え方を定めています。

その一方で、アンケート調査において「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」として「通学時の安全確保に関すること」が、最も多い 439 件の具体的な提案が寄せられており、第 1 回審議会においても各委員から最も多くのご意見をいただいております。

これらを踏まえまして、通学の安全対策を調査審議する上で必要な論点として「①通学の安全対策に関する現状と課題」「②学校統廃合を含めた通学区域の見直しをする場合に必要な安全対策について」の 2 点を提案いたします。

事務局からの提案は以上になりますが、まず事務局から提案した論点で審議を進めてよいか委員の皆様で確認いただき、確認後に項目ごとの論点についてご議論いただければと思います。説明は以上です。

佐藤会長

ありがとうございました。ただいま適正配置についてですね、大変重要な提案と説明がありました。資料 4 では、適正配置を議論する上での参考資料として説明を頂きました。資料 5 では、適正配置の基本的な考え方のうち、本日の審議会で審議の必要な論点について、ご提案を頂きました。

既に第 2 回審議会で適正配置の基本的な考え方の論点について確認いたしておりますが、これまでの審議を踏まえ改めて資料 5 で整理提案していただいた内容で、議論を進めて良いかどうか、挙手でご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

各委員

(挙手なし)

佐藤会長

よろしいでしょうか。それでは、特にご意見はございませんので、事務局から提案のあった論点で議論を進めてまいりたいと考えます。

(適正配置の考え方について)

佐藤会長

それでは資料 5 に基づいて、「適正配置の基本的な考え方」について、議論を進めてまいりたいと思います。

まず、資料 5 でご提案いただいた 1 ページ目の (1) の論点について本審議会で

の認識の確認について議論いたしたいと思います。参考として 20 年前の答申内容をご紹介いただいておりますが、今回も同様の認識で議論を進めてよいものかどうか、委員の方々からご意見がございましたら、挙手で発言をお願いします。

遠藤委員

1998 年答申の考え方、概ね賛成ではあるのですが、この文章の中の真ん中らへんにある「できる限り適正規模の確保を前提とした」という部分に、若干の違和感があります。

「適正規模の確保を前提と」というふうに書いてしまうと、もしかしたら統廃合を前提、それがありきではないかという風に考えてしまう方もおられるのかなと思います。僕たちが議論したり目指しているのは、あくまで、より良い教育現場をどのように実現するのかを議論していると思うので、そういったものを、もう少し前面に出した表現の方が僕は望ましいのかなと感じました。

丹間委員

私も、遠藤委員が違和感があるとおっしゃった部分、つまり「できる限り適正規模の確保を前提とした」という、この「前提とした」という部分が同じように気になりました。適正規模と、それから適正配置のどちらが優先されるのかという状況になった場合、この「前提とした」という表現ですと、まず規模が決まって、その規模に合わせて配置を考えていくというようなことになるわけですが、私としては、可能性としては逆もありえるのではないかと考えます。

つまり、私たちがこれから考えていく望ましい学校配置というものは、遠藤委員もおっしゃったように、子どもたちのより良い教育環境を作っていくことですから、単に学校をどこに配置していくかということだけではなく、学校までの時間や距離だとか、学校へのルート、安全な通学環境がきちっと確保できるかどうか。それから、学校施設づくりが冒頭でも話題になりましたけれども、良好な教育環境を得ることができる場所、土地が得られるか。そういったことも考えていかなければいけない。望ましい学校の配置は配置として、しっかりと考えていかなければいけないことであるという意味では、「前提とした」という部分については再検討する必要があるのではないかと考えました。

佐藤会長

ありがとうございます。今、両委員から大事な指摘がございました。恐縮ですが、両委員のご指摘に対して教員のお二方からご意見をお願いできますか。

中田委員

今、お二人がこの「前提」という言葉に違和感があるというご意見、よくわかりました。「前提」という言葉は、物事を決める際の土台となる条件というような意味ですので、聞く人によっては、限定的で狭い意味に捉えられてしまう事があるのかなという風に思いました。ですので、この部分の言葉ですが、もう少し柔らかな表現を検討したらいかがかなというふうに思いました。

佐藤会長

大石委員いかがですか。

大石委員

「前提とした」という部分を穏やかな表現、もう少し含みのある表現ということであれば、「実現に向けた」などが考えられるかなと思います。以上です。

佐藤会長

今、4 人の委員から重要な意見がだされました。この内容を事務局で次回までに整理していただいて提案していただいて良いですか。よろしくをお願いします。

(通学時間・通学距離)

- 佐藤会長 それでは次にいきます。資料 5 の 2 ページ (2) について議論いたします。
 まず、論点の①「児童生徒の通学時間または通学距離のどちらに重きをおいて議論をするか」について議論を深めて行きたいと思えます。
 今回からは、子どもの通学のことですので、一番ご心配と思われる保護者代表を中心にご意見をいただきたいと思えます。また、町内会自治会代表、教員代表、丹間委員におかれましてもご意見がございましたら、挙手でご意見をいただきたいと思えます。それでは、まず保護者代表からお願いします。
- 遠藤委員 通学時間と距離についてなんですけれども、その前に少し疑問に思っている所がありまして、通学距離というのは、学校から家を直線で結んだ距離の事なのか、通学の道のりの距離のことを言うのかという疑問があります。
 通学時間というのは人によって歩く速度が違うので、一概には言えないと思うのですが、一つ大事なのが通学時間なのかなという風に思っています。
- 佐藤会長 今の遠藤委員の発言、距離についていかがでしょうか。
 学務課長 学務課で行っている通学費補助の関係と併せてご説明をしたいと思います。
 小学校の場合は通学距離 1.5 キロ以上、中学校の場合は 2 キロ以上で公共交通機関使う方に、通学費の補助を出しておりますが、その時の距離の考え方というのは、自宅から学校まで徒歩で行った場合の距離で見させていただいております。
 自宅から公共交通機関を使うときに一番近い停留所から学校に一番近い停留所までの距離が仮に 1.5 キロ未満であっても、徒歩で 1.5 キロ以上であれば、それは補助を出させていただいているところです。
- 佐藤会長 子どもが実際に歩く距離で見ているということによろしいですかね。
 学務課長 実際に歩く距離です。
- 佐藤会長 ありがとうございます。続いて小崎委員、よろしくをお願いします。
 小崎委員 やはり、距離というよりは、時間だと思えます。
 例えば、大きな国道を渡るとなるとそれなりの時間がやはり必要になってきます。具体的には、学校周辺では交差点に通学路が集中していきますから、そうすると子どもたちが交差点を一度に渡れる人数が非常に制限されてきます。
 そうすると信号待ちが 2 回ぐらいになってしまう交差点が実際にありますので、やはり時間で考えていかないといけないだろうなと思えます。
- 佐藤会長 ありがとうございます。続いて、いつも見守っていただいております町内会自治会代表のお二方からご意見をお願いいたします。
- 中委員 時間か距離かという二者択一で考えるのであれば、私も時間かなと、こういうふうに思っております。
 というのは、大現場を見ますと 8 時半ですかね、学校が始まるのは。学校が時間で動いていることを考えると、そこに準じてあげれば良いのかなと思えます。
- 安達副会長 私の地区の話になりますが、私もこの審議会に携わりまして、この度、小学校 3 校、中学校 1 校に声をかけて先生、保護者と語る会と称した会を開こうと思っております。
 5 年かそれくらいに前に 1 回、保護者や先生方に集まっていたいただきました。その時には、子ども見守り隊の話が中心になりましてですね、今回の審議会のような議

論にはなりませんでした。

今回、これに携わるようになりまして、改めて地元 3 校の方を集めて、この問題に関して地元の現場で対応されている先生方、あるいは見守り活動をなさっている方の忌憚のないところの意見を聞いてですね、この審議会の方に反映したいなと、そのように考えております。

中田委員

前回の答申では、小学校は概ね 4 キロ以内と言うふうに、書かれていますけれども、小学校の場合には、やはり徒歩で通うということが基本ですので、徒歩で 4 キロメートルですと 1 時間くらいかかってしまいますね。これはやはり困難かなというふうに思います。

今回は時間で 30 分程度としておけば、徒歩では 2 キロ程度となって、徒歩での通学が可能な距離だという風に考えております。

そして、2 キロメートルを超えるようなエリアから通学する児童については、徒歩以外の手段によって、これもおよそ 30 分以内で通えるようにという事を考えていけばいいのではないかと思います。

従いまして、どちらかと言いますと、やはり時間に重きを置いて議論をする方が、通学方法で柔軟な対応ができるのかなという風に思います。

また、学校統廃合によって、これから学校数が減少して学校までの距離が遠くなる児童・生徒が出てくると思います。そのような中で、この後議論があるかと思いますが、様々な通学方法の選択肢があって、個々の事情に応じてその通学方法を選択して一定の時間内に通学できる。そんなような状況を作っていくのが大切なのではないかと考えます。以上です。

大石委員

元々この議論というのが、児童・生徒の負担という事がスタートだったと思いますので、やはり距離が短くても時間がかかるコースであれば、児童・生徒にとって負担であると考えますので、時間で考えていくのがよいのではないかと思います。

佐藤会長

教員代表のお二方ありがとうございました。最後に丹間委員お願いいたします。

丹間委員

通学時間か通学距離か、どちらに重きを置くかということなのですが、私としては、これまでの委員の方々のご意見と同じではあるのですが、やはり通学距離に加えて、通学時間についても検討していくことが重要だと考えました。

これは子どもたちの生活時間に関わる問題だと思います。朝の起きる時間であるとか、放課後の時間をどれだけ自由に使えるかという点においても、距離だけではなくて、時間についての許容範囲の目安を検討する必要があると考えます。

佐藤会長

ありがとうございました。みなさまのご意見を頂きましたけれども、「通学距離」以上に「通学時間」について重きを置きたいという事になったのではないかと思います。今の議論した内容を踏まえて、論点の②「児童生徒の通学時間、通学距離の許容範囲」について確認いたします。

資料 5 の 1 ページの (2) の 2 段落目の最後にも紹介がありましたが、6 月に実施したアンケートでは、小学校、中学校ともに通学時間の許容範囲は「30 分程度」が第 1 位という結果でした。事務局からの説明では徒歩ではおおむね 2 km 程度ということでした。先ほどの議論も、このアンケート結果を踏まえて通学時間に重きをおくという議論がなされたのではないかと思います。

我々の審議会ではアンケートを尊重して議論を進めるという認識でありますので、通学時間の許容範囲は 30 分程度、通学距離にしますと概ね 2 キロ程度を目安とするということで議論を展開していきたいと思いますがいかがでしょうか。今までの中で補足等のご意見がありましたら、どうぞ一緒におっしゃっていただきたいと思います。よろしいですか。

各委員 (挙手なし)

佐藤会長 改めて確認いたします。通学時間の許容範囲は 30 分程度。徒歩で通学する場合には 2 キロ程度の距離を目安とするということでよろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」の発言あり。

佐藤会長 ありがとうございました。今回まとまった内容をもとに今後の議論を進めてまいりたいと思います。

(町田市立学校における通学の負担軽減について)

佐藤会長 次に、資料 5 の 2 ページ (3) の審議を進めてまいりたいと思います。

こちら調査審議に必要な資料を事務局でご用意いただいているようですので、事務局からご説明をお願いしたいと思います。お願いします。

教育総務課 担当課長 それでは事務局から、資料 6 になります。「小・中学校における通学の負担軽減策について」という資料と、資料 7「国内におけるスクールバス活用状況等調査報告」についてご説明いたします。

資料 6 は、資料の読み方を中心にご説明いたします。このうちスクールバスについては、審議会でご共通認識を持つために資料 7 をご用意いたしましたので、この資料のポイントをご説明いたします。

まず、資料 6 から行きたいと思います。本資料は、2019 年 6 月に実施したアンケート調査を踏まえて、小・中学校における長時間・長距離の通学の負担軽減策に関して整理したものです。

一番左側の列にある「負担軽減策」は、町田市で未導入の取り組みも含めて、長時間・長距離の通学の負担軽減策をお示ししております。

その隣の列にある「概要」は、負担軽減策それぞれがどのような取組なのか、町田市の現状がどのようになっているのかお示ししております。

一番右側の列にある「導入にあたっての検討事項」は、町田市が未導入または、現在、原則として認めていない負担軽減策について、導入にあたっての検討事項を整理してお示ししております。資料 6 の説明は以上になります。

続きまして、資料 7 のご説明をいたします。この資料は、文部科学省が 2008 年度にスクールバスを導入しようとする自治体の参考となるよう、全国の公立小・中学校におけるスクールバスの導入・活用状況を調査した結果を取りまとめた報告書の抜粋です。

スクールバス導入の背景や定義、スクールバスの運営形態を紹介したページを中心に抜粋しておりますので、説明をお聞きいただく際には、大変恐縮ですが資料の右下に付した抜粋版のページ番号を参照しながらお聞きいただければと思います。

まず、3 ページ目をご覧ください。上段に「スクールバス導入の背景」をご覧くださいと、全国におけるスクールバス導入の背景が記載されております。背景としては、「へき地や市町村合併・過疎化による学校統廃合時の通学支援策」と「通学路における安全確保策」の2点が示されております。

下段には、「本報告書におけるスクールバスの定義」が示されております。この報告書では、「児童生徒等の通学に供することを主たる目的として運行されるバス等」と定義されています。

次にスクールバスの運営形態の分類をご紹介します。6 ページ目上段の分類図をご覧くださいと思います。

この報告書では、スクールバスについて分類図の左側から順番に、「バスの種別」「行政の費用負担の有無」「運営形態」で類型化をしております。

「バスの種別」では、「専用スクールバス」と「他の公共交通機関の活用」がございませう。後者については、町田市においてすでに導入している、一定の距離以上の通学距離においてバスを利用して通学している場合に、通学定期代金の一部を補助する取り組みも含まれております。

その右側の「行政の費用負担の有無」は、地域主体の独立採算か否かで類型化を行っております。そのうち「専用スクールバス」の「行政の費用負担がある」運営形態については、行政が直営で行う「①直営型」、行政が民間事業者へ業務委託する「②委託型」、地域主体で運行するスクールバスに行政が支援する「③運営支援型」の3つの類型が示されています。

それぞれの類型の説明は6ページから7ページにかけて記載されていますので、そちらをご確認頂ければと思います。事務局からの説明は以上となります。

佐藤会長

ありがとうございました。資料6では、長時間・長距離の通学の負担軽減策についてご説明をいただきました。資料7では、スクールバスとはいうものかについて説明をいただきました。

今の事務局の説明も踏まえて、資料5の2ページ(3)の論点「長時間・長距離通学の負担軽減に必要な対策及び配慮事項」について議論したいと思います。

こちらについては、資料6の負担軽減策ごとの意見交換をしてみたいと思います。子どもの通学のことですので、今回も保護者代表を中心にご意見をいただきたいと思います。その後、町内会自治会代表、教員代表におかれましてもご意見を賜ればと思います。まず、挙手をお願いしたいと思います。

まず、「住所から近い場所にある学校への通学を認める」についてです。すでに町田市においては通学区域緩和制度によって認められておりますが、この軽減策について、まず保護者の方からご意見を伺いたいと思います。

遠藤委員

私としては、この通学区域緩和制度というものがあることによって、各家庭でどっちの学校が安全に通学できるかを含めて検討できるという点では、良いことなのかなとは思っています。

しかし、恐らくなんですけれども、A 町に住んでいるのに、B 町の学校に行く。そういった時に、地域の間人としてはなかなか見守り活動をする時に難しさが出てくるのかなとも思うので、助かる部分と難しい部分が両方出てきて、何とも言い切れないのかなという気がします。以上です。

小崎委員 この負担軽減策については、遠藤委員とまさに同じ意見で、私の子どもは住所で指定された学校ではない小学校に行きました。

直線の道路 1 本で行ける学校と、狭い路地を 10 回以上曲がりながら行く小学校。ましてや街灯の多い道を 1 本で周りのマンションの子ども達と一緒に行ける道と、ずっと路地を通して行く小学校との二択であれば、やはり親としては安全にストレートに行ける学校を選べることはありがたい。そういった面を考えると、これはあって良いのかなと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。中委員いかがですか。

中委員 私の地区ではですね、子どもたちが大きな道路を渡って行くような場所もあれば、朝にあっちこっちの小学校に交錯していくような地域なものですから「さて、困ったな」という風には思っているんです。

いずれにしてもですね、町内会として、あるいは保護者の皆様もそうでしょうけど、子どもたちが安全安心に通える形であれば、歩くのもバスで通うのもありかなと、こう言うふうに思っております。

佐藤会長 いかがですか、この交錯する課題というのは。学校を選んで住所から近い学校、安全に通える学校を選べるというのは確かに便利ではあると思うんです。この問題点について現場からご意見はありますでしょうか。

中田委員 学校選択によって地域で子どもたちが交錯していくということと、住所から近い学校を選んで通学するというのは別かなという風に思います。住所から近い場所にある学校に通学を認めるということは、今までも行われていますし、これからも大事なことだと思っています。

実際に見てみますと、学区の境目あたりに住んでいる子供にとっては、隣の学校の方が近いということは実際にありますので、1 年生の入学の様子を見てみますと、例年この制度を利用して住所に近い小学校に入学する子どもは毎年若干名おります。以上です。

大石委員 中学の場合は、第 1 回でもお話ししたかもしれませんがけれども、部活動という理由で通学区域緩和制度を利用したり、あるいは人間関係ですね、小学校での人間関係によって、通学する学校を変えようというようなことがございます。そのため、通学区域緩和制度というのは、色々な形で親や子どもたちが希望する学校に行きたいという気持ちを尊重できる制度にはなっています。

ですけれども、これから折角適正配置をしても、その町内の児童が他の学区に行ってしまうというような事が想定されると、町田市もこれからコミュニティ・スクールを導入していきますので、その地域の子供を、その地域で育てていくというような考え方が弱くなってしまわないかと思っています。そのため、これまでの通学区域緩和制度のような、中学を何でもかんでもフリーに選ぶことができるということは、少し慎重にした方が良いのかなと思います。

- 佐藤会長 ありがとうございます。安達委員いかがですか。
- 安達副会長 子どもの通学ということに関しましては、私は皆さんの意見に同調します。
- なにせ小学校低学年のちいさい子どもたちはですね、決まった通りに歩くという事もないでしょうから、そういう面から考えると遠くから通う子どもたちにスクールバスと言いますかね、そちらの利用を進めることもよろしいんじゃないかとも思います。
- また、やむを得ず、どうしても細い道、あるいは危険な道を歩かなきゃいけない、と言うような形になりましたら、学校の先生はじめ、地元の有志の団体の人たち、あるいは最寄りの交番、警察署の方たちと一緒に現場検証をしまして、しっかりした安全な通学路作り上げて行けばよろしいんじゃないかと思います。
- 佐藤会長 皆様ご意見ありがとうございました。それでは次の負担軽減策に移りたいと思います。次は「公共交通機関（バスなど）の利用を認める」についてです。
- こちら町田市においては学校長の許可のもと認められているようですが、この軽減策について、まず保護者代表からご意見を伺いたいと思います。
- 遠藤委員 この公共交通機関の利用を認めていただける制度も、とても助かる制度だと思っておりますが、気になる点もあります。
- 私が住んでいる小山町では小山中ができる以前は、たしか小山小の目の前を境として、忠生中と堺中に別れて通っていて、バス通学もあったと記憶しているのですが、そういった公共交通機関を利用した時にトラブルがあったりしたのかなと思います。マナーよく乗れていれば良いのですが、過去にどんな問題点があったりしたのか、あれば教えてもらえたらと思います。
- あと、通学費補助について中学校は 2 キロ以上、小学校は 1.5 キロ以上という記載があるのですが、この距離の条件というのはどれくらい厳密に、または融通していたりするのかなというのが気になりました。例えば隣同士の家なんだけど、こっちは補助してこっちは補助できないという状況がないのかなどうか。以上です。
- 佐藤会長 遠藤委員のご意見に対して、事務局から説明はありますでしょうか。
- 学務課長 まず距離の部分なのですが、基本的に自宅から最寄りの停留所までの距離、自宅の最寄りの停留所から学校の最寄りの停留所までの距離、学校の最寄りの停留所から学校までの距離を合計した距離になります。
- それから、隣同士の方で補助するかしないかが分かれたという事例は、少なくとも私が学務課に来てから今までの間では聞いておりません。それ以前がどうだったのかは、今はわかりません。
- A さん B さんが隣同士でというパターンは、ちょっと記憶はございませんが、ぎりぎりの距離でダメだという方は当然おありまして、そこはご理解を得てお断りをさせていただいた事例は当然ございます。通学距離が 1.3 キロとか 1.4 キロという方はギリギリの距離の方はおられますので、残念ながらといたしますか、やはり補助金の基準には当たらないので、丁寧に説明をしてご理解をいただいております。
- 指導室長 公共交通機関を使用して登下校する際のトラブルについて寄せられる声という事なのですが、私も着任して 2 年半が過ぎましたけれども、教育委員会へ直接「うるさい」ですとか「マナーが悪い」と言ったお声をいただいたことは、ちょ

っと記憶にはございません。

もしかすると、直接の声は学校の方に届くことの方が多いのかなという風に認識をしております。以上でございます。

佐藤会長
大石委員

ありがとうございます。中学校の現場からご意見はありますでしょうか。

本校にも何名かバスを使って通学をしている生徒がおりますけれども、おかげさまでバス通学に関する苦情というのは、私が現任校に着任してからは無いですね。

通学に公共交通機関を利用するという点に関して言えば、時間帯によってバスが乗れないですとか、あるいは雨の時なんかには、少しバスが遅れてしまうというような事を懸念して、かなり早い時間に生徒が登校していたりします。その辺は生活の知恵というか、社会人になっても、雨天には電車とかバスは遅れるものだという感覚で動く。そういう訓練にはなっているのかなと感じます。

佐藤会長
中田委員

ありがとうございます。中田委員はいかがですか。

統廃合によって学校数が減少すれば、当然バスを使うという事も大事な選択肢の一つになってくるという風に思います。先ほど資料 4 でご説明いただきましたけれども、町田市内は比較的バスの路線は充実しているという風に思います。

ですが、例えば私の学校の前の停留所なんか行ってみますと、1 時間に 1 本か 2 本ぐらいしか来ないのですね。ですから、必ずしもすべての路線が通学に適しているという事は言えないのだと思います。従って、これから路線バスが通学に利用できる環境であるかどうか、ということをよく精査して利用に適していない場合には、他の方法も考えていく事が大事かなと思います。以上です。

佐藤会長

ありがとうございました。バスの関係はひとつ前の対策を議論した際にもご発言がありましたので、先に進めたいと思います。

次は「スクールバスの運行」についてです。先ほど事務局から説明がありましたように、多くの種類があることがわかりました。町田市では実施していないのですが、この軽減策について保護者代表の方から、まずご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

遠藤委員

スクールバスに関してなんですけれども、通学時間が長くなる地域に関しては、導入していただいた方が保護者として安心できるのかなと思います。以上です。

小崎委員

先ほど中田委員がおっしゃった通り、市内にもバス路線の偏りがかなりありますので、そう言ったところをカバーしていくためには、スクールバスの議論は今後必要になってくると思います。

佐藤会長
中委員

中委員はいかがですか。何かご意見がございましたら。

それぞれの地域によって実情も違うでしょうけども、私は、さっきも話しましたけれども、安心安全を考えればスクールバスもありかなという風に思います。

これは予算の問題にもなってくると思うので、しっかり現地調査をしながら組み立てていかなければ難しいと思うのだけれども、基本的にはありかなと。こういう風に思っています。

佐藤会長
大石委員

ありがとうございます。教員代表でどちらかご意見はございますでしょうか。

これは小学校と中学校でかなり違ってくると思うのですね。と言いますのは、小学校の帰りの時間というのは、学童保育を除けば比較的同じになりますが、中学校

は部活動があったり委員会活動があったりして、生徒の帰る時間というのがかなりバラバラになるんですね。

朝の時間帯であれば、時間にそれほど差異がないでしょうけれども、帰りになりますと、中学校区は当然、小学校区より通学範囲が広がる事と帰る時間がバラバラになる事を考えると、スクールバスを何台も何台も抱えて運行するという事は難しいのではないかと思います。

先ほど事務局の方から、色々な形のスクールバスがあるという事をお示しいたきましたので、地域によっては路線バスを 1 本増便すれば大丈夫だという所であれば、バス会社へ補助するような形で増便をしていくというのもあるのではないかと思います。ですので、独自のスクールバスを運行する、各校にバスが 1 台あるというイメージではない形での支援策も検討していくことが必要かなと思います。

佐藤会長

ありがとうございます。スクールバスに前向きなご意見をいただきながら、小学校と中学校の違いやその方法にも種類があること、現地調査も必要ではないかといったご意見もいただいたように思います。

続いて、「自転車の利用を認める」についてです。こちらは町田市では事情がある場合にのみ認めていると言うことです。この軽減策についても、まず保護者の代表の方からご意見ををお願いします。

遠藤委員

これは個人的な想いなのですが、このまま自転車の通学は原則的には認めない方向で考えていただくのが良いのかなと考えています。

実際に僕の兄が高校に行く時に自転車を利用して、高校生ともなると走る速度も速いので、実際事故に遭って入院するという事がありました。そういう経験からかもしれないのですが、子どもたちが常に安全に運転しているかという所にも疑問がありますし、このまま原則として認めない方向で考えていただいた方が子どもたちの安全にはつながるのかなと思います。以上です。

佐藤会長

小崎委員はいかがですか。

小崎委員

私は、都市部において自転車は非常に危険なものであると思っています。全国的に言えば、交通量も少なくても自転車ですら十分な地域もたくさんある、どちらかというところそういう地域の方が多いと思いますけれども、やはり東京、大都市圏における自転車は危険ですので、原則として認めない、必要ないと思っています。

佐藤会長

ありがとうございます。私事ですけれども、私は 5 年前までロードバイクに乗ってまして、一番厄介なのは、生徒たちが自転車で 4 列 5 列に広がって自由奔放に乗り回しているのが一番気になったところでもあります。認めるにした場合でも、相当な安全教育をしないといけないと考えます。

続いていきましょう。「家族などによる自家用車等での送迎を認める」についてです。こちらにも現在事情がある場合にのみ認められておりますけれども、この軽減策についてはいかがでしょうか。遠藤委員いかがですか。

遠藤委員

自家用車での送迎を認めてしまうと、学校に負担になるとロータリーや駐車場が結構な台数分必要になっていくように思います。それと、認めてしまう事で、交通渋滞を引き起こしてしまうといった影響も出てくると思うので、ここに書いてある通り、例えば、怪我をしているとか、車いすを使用しなくてはいけないとか、そ

う言った事情がない限りは、やはり徒歩での通学を基本とした方がよろしいのかなと思います。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。小崎委員はいかがですか。

小崎委員 この件に関しては、現状ではいらないと思います。しかし、今後の統廃合の議論をしていく中で、極端に遠いエリアを持つ学校が発生する場合については、教育環境を整備する段階からこう言った事も加味した設計、デザインが必要なのかなと思います。

そういう特殊なエリアというのは恐らく数は少ないと思うのですが、一部に残っていく。そこをスクールバス等でも路線バスでもカバーできない時に、やはり自動車による送迎といったものは残していかないといけないのかなと。

こういった事には、先ほど遠藤委員がおっしゃった通り、ロータリーや駐車場といった学校のデザインにも関わってくるのかなと思います。極端に遠いエリアが発生する事が想定される新しい学区域の学校においては、自家用車の送迎が想定されるようなデザインも含めて検討の余地は残した方が良いのかなと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。個人的に事務局にお伺いしたいのですが、学校選択制で例えば距離が 4 キロ 5 キロの学校を選んだ場合に、自家用車による送迎を認めるという事はあるのですか？

学務課長 学校選択制の場合は、まず公共交通機関を利用した場合でも通学費補助をすることができません。従って送迎も許可しておりません。

佐藤会長 わかりました、ありがとうございます。それでは、今お二人の意見ありましたが、例外としては、これは残しておいた方が良いという事だと思えます。丹間委員はこの辺いかがですか。

丹間委員 個別の事情に応じて、その例外を認めるという事ですよ。それについて了解できました。

佐藤会長 ありがとうございます。これまでは資料 6 にある負担軽減策について意見交換をいたしました。この資料以外にも、アンケート調査結果やこれまでの審議会でもランドセルなどの通学時の荷物が重いことや、部活動などでの学校への再登校といった通学時間や距離に関係なく負担があるといった内容があったかと思えます。

こちらについても、通学の負担ということでは検討課題ではないかと考えますので、学校での実情についてあらためて教員代表に意見を伺いたいと思えます。まず中田委員お願いいたします。

中田委員 荷物の重さが、問題になっていますが、学校から家に持ち帰る必要があるものは概ね家庭学習や宿題に必要なものです。

例えば、国語や算数の教科書やドリルといったものです。ですので、それ以外のものは学校に置いておいても構わないという風に考えております。

私の学校では、例えば道徳の教科書、それから英語、安全教育関係の副読本等は学校で預かっているような状況です。この他に、音楽のリコーダーですとか、鍵盤ハーモニカ、絵の具のセット、家庭科の裁縫セット、体育着、習字道具、こういったものがあります。こういったものも必要に応じて必要な期間学校に置いていくようにはさせております。

この件については置く場所であるとか、置いたものの管理ですね。こういったところに課題があるかなと言う風に思いますが、いろいろ工夫して解決できる。そういう策はいろいろあるかなという風に思っています。以上です。

佐藤会長
大石委員

ありがとうございます。続いて大石委員、お願いします。

小学校と中学校で一番大きな違いは部活動のあるなしです。やはり中学校の方は、持ち物が非常に多くなっています。部活動によっては重いものを持ち歩くという事もありますし、金曜日などに土日の試合があるという、部員が分担して家庭に一旦ボールだとかカゴだとかを持ち帰るといった負担が発生いたします。

また、私は高校籍の教員でございますので、高校で 30 年近く勤務していた時には、高校には必ず鍵のかかる大きなロッカーが生徒一人一人に与えられている事がほとんどでした。

しかし、中学校では鍵のかかるロッカーが用意されているというのはあまりないかと思えます。従いまして、もちろん「これは残して良いよ」というような形で教科書等は必要最低限のものを持ち帰るといった指導をしていますけれども、部活動の道具のような洗う必要のないものは学校に置いておける、そして管理上の問題がないようにするために鍵付きのロッカーを設置して行くといったことを、新しく学校を整備していく中で検討していくことが必要かなと思えます。

もう一つは、職員会議などがある日に、部活動をするために再登校をさせるという問題ですけれども、こちらに関しても遠距離の生徒に対して、どこか一つの教室に集まって勉強させているような措置を取っている所もあると聞いております。

しかし、どうしても部活動が目的で残っておりますので、生徒だけにしておきますと事故が起こった時に目が届かないというようなこともありますので、むしろ職員会議といった目が届かないことがある日に関しては部活動をやらない日にしてしまう、といったことも検討する必要があるのかなという風に考えます。

佐藤会長

ありがとうございます。教員代表のお二人の委員から荷物を保管する場所の問題や保管する荷物を管理する問題を中心にご発言がありましたけれども、保護者代表から何かご意見はございますか。よろしいですか。

遠藤委員

はい。

小崎委員

はい。

佐藤会長

了解しました。それでは最後に負担軽減策全般について、丹間委員から総括をお願いします。

丹間委員

通学の負担軽減についても、この審議会では丁寧に議論していくということで、これまでの負担軽減だけでなく、スクールバスを今後運行していくのかどうか、あるいは自転車通学や自家用車による送迎を認めるのかという議論をしてきました。

そういったことすべてが、子どもたちの登下校をどのようにしていくのか、つまり、子どもたちの通学環境をどのような姿のものとして設計するのか、デザインしていくのかということだと思います。

そういう意味では、今日、アンケート結果を踏まえて、町田市では徒歩であれば 2 キロ、時間も 30 分程度を目安とするという意見がまとまりました。これは国の基準や文部科学省の手引で小学校が 4 キロ、中学校が 6 キロ、スクールバスの乗

車が片道 1 時間程度までを目安としているなかでは、町田市では国の基準よりも通学しやすくなるような環境を子どもたちに作っていかうとしているのだと、そういうことを確認できたと思います。

ただし、アンケートの結果をみますと、現在の通学時間が 30 分に収まらずに 45 分以上かけて通っている子どもたちもいます。そういう子どもたちに対しても是非様々な負担軽減を早急に進めていくことが必要なのではないかと考えました。

佐藤会長

ありがとうございます。負担軽減策について、各委員から大変貴重なご意見をいただきました。事務局で整理していただいて、次回以降に報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（通学の安全対策について）

佐藤会長

次に資料 5 の 2 ページ（4）「通学の安全対策について」の審議を進めていきたいと考えます。

こちらについても調査審議に必要な資料を事務局でご用意いただいているようですので、まずは事務局から説明をお願いしたいと思います。

学務課長

それではご説明いたしますので、資料 8「町田市教育委員会における通学路及び通学の安全確保について」をご覧ください。

まず、通学路について説明をさせていただきます。

通学路とは、資料の下の方に書かせていただいている法令、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令」において「児童が小学校に通うため、1 日につきおおむね 40 人以上通行する道路の区間」のほか「児童が小学校に通うため通行する道路の区間で、小学校の敷地の出入口から 1 キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童の通行の安全を特に確保する必要があるもの」とされております。

町田市立小学校においては、毎年度、学校長が通学路の指定及び通学路図を作成しております。資料 9 を先に見ていただくとよろしいのですが、小川小の通学路が出ております。市内 42 校の小学校から、毎年校長先生にこちらの通学路図を作っていたいただき、提出をいただいている所です。

その一方で町田市立中学校においては、法令には「生徒」という言葉がなく「児童」と書かれておりますので、「通学路」の指定はございません。しかしですね、生徒が通学に利用する経路が小学校の通学路と共通する経路については、小学校の通学路の点検において安全対策を講じられていると考えている所であります。

次に 2 番の通学の安全確保について説明をいたします。

まず（1）の安全教育についてですが、町田市立学校では、児童・生徒が自ら安全確保の意識をもてるよう、東京都が策定している安全教育プログラムに基づき、3 つの領域について小・中学校において学年にあわせた指導を実施しています。

①の生活安全教育ですが、登下校時に遭遇する犯罪や危険、家庭や学校で起こる事故等の危険、地域社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるよう指導しております。

2 つ目が②の交通安全教育でございます。道路における様々な危険や交通法規を理解して安全な歩行ができるようにしたり、地域の交通安全に関する様々な機関や

団体が行っている対策や活動を理解したりできるよう指導しております。

3 つ目が③の災害安全教育ですが、火災や地震などの災害発生時における危険な状況を理解し、適切な行動・対処し安全な行動ができるよう指導しております。安全教育の説明は以上でございます。

次に(2)の通学路の安全確保についてご説明させていただきます。

町田市では、児童の通学の安全を図っていくため、2015年3月に「町田市通学路交通安全ガイドライン」を策定しました。このガイドラインに基づき、町田市立小 学校の通学路について定期的に関係機関と合同で点検を行っています。

通学路の安全点検とは 学校長が指定した通学路のうち、学校・PTA等の保護者から提出される「危険箇所改善要望書」をもとに、関係機関とともに合同で現地調査を行い、通学路の現状を確認するとともに、対策案を検討・決定して現地で回答しております。市内42校の小学校を2つのブロックに分けて、それぞれ隔年で実施をしております。

点検の実施者でございますが、「交通管理者」である警察。それから市道の「道路管理者」である町田市。それから町田市は都道や国道がございますので、都や国の方にもご出席をいただくことがございます。続きまして町田市教育委員会、それから学校、保護者の5者で点検を行っております。

要望があった箇所を点検して「危険だ」「これは対処しなければいけない」となった箇所については、点検を実施した年度内を目標にですね、それぞれで対策を講じている所です。そして前年度に対策を打った学校にヒアリングを実施して状況を確認し、今後こういった危険箇所についてはこういった対策が望ましい、あるいは効果的だということを確認しながら対策の効果を把握し、充実を図っております。

実際の対策例を、ちょっと紹介をさせていただきます。

交通管理者、つまり警察の方ですけれども、ハード面では「規制の決定」という事で、スクールゾーンによる規制、それから速度の制限、これは元々40キロの所を30キロにするといった速度の制限をかけたり、場所によっては、一時停止の規制を新たに作って停止線だとか標識を作るというようなことをしております。

また、交差点の信号の変わるタイミングを車と歩行者を一緒にしないで「歩車分離」にする、つまり歩行者が横断している時にはすべての車の信号を赤にするという様な対策も警察の方で行っていただいております。

次に道路管理者ですけれども、主な対策としては、ガードレールの新設をしたり、白線や坂道でスピードが出やすい所に赤色で滑り止め舗装というのですけれども、視界に訴えるような形もなりますけれども、そういった舗装をするといった対策があります。

そして教育委員会での対策につきましては、私どもは交通管理者でも道路管理者でもないものですから、ソフト面という形での対策になります。

通学の安全確保に必要な事項について関係機関と調整したり関係機関に依頼をするというようなこと。それから、安全対策用品の配布という事で、防犯ブザーや反射材付ランドセルカバーを配布している所でございます。

次に学校でございますが、学校では、先ほど申し上げた通学路の指定や変更、そ

して児童への安全教育を行っていただいております。

それから、保護者の皆様には地域住民が協力をした見守り活動や、それから学校の前で横断旗をつかって車を止めて、児童が安全に横断できるというような活動などをしていただいております。また、新年度が始まる前に家庭での安全教育も保護者の方々をお願いをしております。説明は以上になります。

佐藤会長
中田委員

ありがとうございました。続いて中田委員、資料9についてお願いいたします。
それでは資料9について説明いたします。

この資料は、私の学校の4本の通学路です。子どもたちには、わかりやすいように「赤コース」「黄色コース」「緑コース」「青コース」というように色別の名前をつけてございます。

1年生が4月に入学しますが、例年、その前の2月頃に新1年の保護者を対象とした保護者会、説明会を行っております。この時にこの通学路の事も説明しておりますが、自宅からこの通学路のどれかに最短の距離でこの通学路まで出て、そこから通学路を歩いて学校まで来るようにというような指導をしております。

保護者には、この地図を渡しまして自宅から、学校までの経路を記入して提出してもらおうようにしております。本校では、それぞれの通学路のコースに4人ずつの担当の教員がおりまして、登下校の安全指導や通学路の安全点検を定期的に行っています。また、台風などによる暴風雨の時ですとか、それから近隣に不審者出たという情報があった時には、色別のコースごとに集団下校を行っております。

この通学路が、最初に決まったときには先ほどご説明にあったようなルールに基づいて決まったのだと思います。本校ではここ数年見直しによる変更は行っていませんけれども、過去に、例えば児童の居住分布や周辺の道路、事業所などの環境が変わった時に通学路を追加・変更した経験もございます。以上です。

佐藤会長

ありがとうございました。

資料8では、学務課長から町田市教育委員会における通学路及び通学の安全確保について説明いただきました。

資料9については、実際の通学路について中田委員からご紹介がありました。

これを踏まえまして、資料5の2ページ、(4)。論点①「通学の安全対策に関する現状と課題」についてこれから議論したいと思います。

言うまでもなく、安全対策については「学校統廃合を含めた通学区域の見直し」をすすめるうえでの大前提であります。大切なことですから、すべての委員からご意見を伺いたいと思います。いつも最初ですみません、遠藤委員からこの安全対策という大変大事なテーマについてご意見を申し上げます。

遠藤委員

安全にかかわってくることで、すごく想いがあるのですが、結構難しい問題でもあると思います。

まず、行きは大体みんな同じ時間帯に登校するので、人も多く、かつ時間も一定であるので見守り隊であったり、保護者の見守りによって比較的安心安全というのは確保できているのかなと思っているのですが、帰りに関して、下校時に関して言うと、やっぱり児童生徒によってバラバラであったりするので、手薄になってしま

うという想いを持っています。

そこで一つの安全対策の一つになるのかなと思うのですが、携帯電話に GPS 機能がついていたりするのですが、子どもがどこにいるのか確認できるようにするために、携帯電話の持ち込みというのを学校単位なのか、教育委員会での判断なのかわからないですけど、持ち込みを将来的にはありにした方が良いのかなと思います。以上です。

佐藤会長

遠藤委員から GPS 機能の付いた携帯電話の持ち込みについてご意見がありましたが、事務局ではいかがでしょうか。

指導室長

現在、町田市立学校では、スマートフォンや携帯電話の持ち込みについて放課後、直接病院などに行くなどの、通院するなどの理由によって保護者からの申請があった場合を除いて原則禁止としております。

2018 年度に持込を許可した学校は小中学校併せて 43 校で、保護者からの申請を受けて、校長が許可した上で持ち込みをした事例はございます。

この持ち込みについては、1 回の場合もあれば毎日のというような場合もございます。先ほど病院に通院するという事例をご紹介いたしましたが、他に例外を認めている中では、遠藤委員からご意見があったように、登下校時の安全面での心配がある場合、次いで放課後に習い事に行くというようなこともございます。

学校に持ち込むときの指導としては、歩きスマホといった通学に一番危険なことが当然ありますので、登下校中の使用は原則行わないこと、また、登校したら担任や職員室に預ける事などを指導しています。保管保護についても学校への持ち込みを許可している学校では、登校後すぐに職員室に子どもたちが持ってきて教員が預かって職員室で保管して、帰りにまた返却しています。

文部科学省では、2009 年 1 月 30 日付で学校における携帯電話の取扱いに関する通知を出していて、原則持ち込まないということが示されていましたが、現在、文部科学省で会議を開いて携帯電話の持込も含めて検討を行っています。その会議が開いている状況でありますので、現状では原則持ち込み禁止、個々の事情によって例外の判断を各学校が行うということになると思います。

今後、文部科学省がこれまでの取り扱いを変更する考え方が示された場合には、当然持込のあり方を検討していかなければいけないというように認識をしております。以上でございます。

佐藤会長

今の件に関しましては、後ほど教員代表の委員のお二人にお話しをお伺いいたします。小崎委員いかがですか。

小崎委員

いくつかの安全政策のお話がありましたけれども、やはり私は安全教育というのが最も重要なのかなと思います。

私も車を運転するのですが、町中における大人の自転車の乗り方も非常に怖いものが多いので、それでも轢いたらこっちが悪いという状況を考えると、大人が交通ルールを守らない社会になりつつある中で、私は小・中学校段階からの安全教育が重要だと思います。自動車に轢かれたら子どもは死にます。そういう面から考えると、運転する人たちを教育するのは別の話ですから、やはり学校における交通安全教育というのが一層に重要になるのだと思います。

佐藤会長
中委員

ありがとうございます。続いて中委員お願いいたします。

私もそう思います。私は、6～7年強になりますかね、毎朝通学路に立ったり、夕方に時間があれば近所を回ったり、あるいは学校の周りを回っていますけれども、とにかく悪いことをしようとする人に見守っている人の姿を見せることが一番だろうという事で、私どもの町内会、あるいは近隣の町内会、あるいは地区協議会の姿を見せることをしています。腕章とかバッチをつけて。

チラシも今作り始めています。そういうような、とにかく姿を見せること。見守られているという事をしっかり伝えていければいいなと思っています。

私も学校に出かけて交流会などで話を聞くんですけども、今これだけお父さんお母さんが共働きになって、子どもよりも親が先に家を出ると。こういう時代になっていますよね。

先ほどスマホの話が出ましたけれども、こういう時代になってスマホを持っている子を私も何人か見えています。しかし、子どもですから歩きながらやっている子どももいます。そういう時は私も注意をしたりするのですが、学校もそうですけれども、保護者がしっかりと交通安全のことを考えて使い方を話していかないと事故につながるかなと、こう思います。

通学路の安全については先日、私どもの地区協議会と市で懇談会をやりました。今日の事務局には懇談会にご参加いただいた方も見えていますけれども、その時に道路標示の問題を提起しました。今、道路標示がどんどん消えている。消えているというか薄くなって全く見えない所があるんですよ。それを市道から率先して見えるようにしてほしい。こういう申し入れをしました。こういう風にみんなで意見を出しながら、みんなで何とか安全な通学ができるようにしていければ良いかなと。

通学の問題について話しましたが、今は学童保育だとか、まちともだとか、学校が終わった後も学校に残っています。冬になりますと4時半には真っ暗ですよ。

学童の場合はお迎えがありますけれども、子どもたちが入っているスポーツクラブが校庭です、8時まではなってないですね、7時過ぎくらいまで練習して自転車で帰っているということがあります。

子どもの安全もありますからですね、あるスポーツクラブにお願いをしまして、自転車に乗るときにヘルメットを被って来ない子には、もう練習に参加させないくらいの気持ちで話をしてくれという事を2～3か月前から言ってきました。

つい先日見ましたら、2～30台自転車が停まっていたけれども、ほとんどの子がヘルメットを着けるように、持ってくるようになりました。まあそういう事で、交通安全については言い続けていくしかないのかなと。警察官の方もよく言っていますが、一番守られていない法律が交通ルールですからね。親も学校も地域も言い続けて、一つでも事故が減れば良いのかなと思います。

佐藤会長
安達副会長

ありがとうございます。続いて安達委員お願いいたします。

私の考えは皆さんがほとんど発言なさっておりますが、ひとつ通学路を決めることに関しまして学校長が決めるということをお話いただきましたけれども、安全点検をするときの関係機関がPTA止まりなのです。

なぜ、近隣の町内会を交えたヒアリング、点検がなされないのか。これは非常に

大きなことだと思います。PTA の方というのは、ほとんどが現役でお勤めになっていて昼間は自宅にいらっしやらない方が多いのではないかと思います。ですから、通学路の決め方ですとか通学路の点検に関しては、地元の町内会にも話をかけまして、一緒になって取り組んでいったらいかがかなと思います。

確かに通学路を決めた以上は、そこを当然通学するのですけれども、学校に対する厳しいクレームもかなり来ているという話も聞いております。子どもですから、どうしても広がって歩いちゃいますよね。それで自転車にぶつかって怪我をしちゃったと。

自転車が悪いのかと言ったら、そこで束になって歩いていた子供が悪いんじゃないかと、そう言われるような事案もあるみたいです。より安全な通学路とするためにもですね、こういうものを決めるにあたりましては、是非ですね、地元の町内会も交えて徹底的なヒアリングをしてほしいと思います。絶対という事はあり得ないと私は考えておりますけれども、正しい、間違いのない方向で安全な通学路を考えて答えを出して、出した答えを正しいと信じて安全を確保していければよろしいんじゃないかと思います。

佐藤会長 安全対策については、これだけで審議会を開かなければいけないような内容ですね。とても大切なことだと思います。先ほど触れましたが、スマホの持込について、小・中学校の実情について何かありましたらお願いします。

中田委員 通学の安全の話も含めてお話をさせていただきます。

スマホの持込については色々議論されているので、そのメリットについては私なりに理解しているつもりです。しかし、実際にそうなった場合管理であるとか、指導であるとか、ものすごく大変だと正直思います。ですので、そうなった場合にはしっかりとしたルールを作って、きちんとした指導をしながら、対応していきたいなという風に思います。

それから、通学の安全について色々なお話が出ていましたので、少し学校の取り組みについてご説明させていただきます。5点ほど、お話をさせていただきます。

まず私の学校では、教員が年度初め、それから学期に1回、さらに長期休業中にですね、先ほどの色別の通学路を含めて地域巡りというのを行って、通学路や地域の安全点検を行っております。

2つ目として、不審者情報が出たとき、あるいは暴風雨の前後には随時通学路の見回りを、それぞれの通学路の担当教員が行うようにしております。

3つ目ですが、先ほど、学務課からのお話しがございましたけれども、役所、それから、警察、保護者、学校が合同で通学路の点検を行っていて、安全に対する施設の修理、あるいは要望等を出すような事を行っております。また、学区内には5台の防犯カメラも付けていただいております。

4つ目ですが、保護者と教職員の会、これはPTAですけれども、その中に安全対策委員会というものが本校にはあります。この委員会では月に1回、会合を持っておりまして、その中で保護者が当番制によって安全ガードを出す。安全ガードというのは朝に車が通行できない道路に出して通れなくする。そういう物です。そういう安全ガードを出す取り組みを毎日毎日交代で行っております。それから登下

校時の旗振りや地域のパトロール、そういうことを行っております。

明後日は水曜日ですが、明後日も保護者の方による地域パトロールが予定されています。このような取り組みによって得られた安全上の情報とか課題は定例の役員会の中で報告されて、情報の共有に努めると共に児童への指導へ活かしています。

5つ目としては、地域の自治会であるとか、地区協議会の皆さんによって、パトロールや旗振りなどをしていただいている。こんな取り組みもごさいます。

今5つほどお話しまして、多くの方法や多くの目で安全確保に努めてはいるのですが、それでもと言いますか、やはり色々な所で事件や事故が起っています。ですから完璧は無いのだというふうに思いますけれども、そのためには「自分の安全は自分で守る」ということが大切ですので、学校では、安全指導年間計画を作成して、児童に対する安全指導にも力を入れています。以上です。

佐藤会長
大石委員

ありがとうございます。続いて大石委員お願いいたします。

まず、スマートフォンの持ち込みに関して言いますと、先ほど指導室長からも説明があったとおり、中学校では原則として禁止しておりまして、許可によって持ってきた場合でも預かって、帰る時に返すという形をとっております。

東京都の方針も容認に傾いているという事もあって、今後はある程度、中学校でのスマートフォンの活用ということが、今後なされていく方向性があるのかなと思います。

しかしと言いますか、東京都には「SNS 東京ルールを作成して下さい。」ということを行っています。小学校だと家庭もある程度協力してくださっているのですが、中学校では親が「使うのを止めなさい」という風に言っても、それを制御できないような状況があります。

そういう意味では、中委員に目撃されているように、行き帰りに歩きスマホをさせないといった制御をするというのは中々難しい。学校内では、使わせないことができて、その行き帰りにおいてスマホを持ってくることによる通学の危険性というのは、排除できないのかなというふうに思います。

そういった安全教育ということ言えば、学校ではセーフティ教室として薬物、交通安全、SNS、これを3回必ずやっている以外に、交通安全については学期ごとに指導しております。

あと、先ほど安達委員から通学路については地域との情報共有が図れていない所もあると聞いて、ちょっとびっくりしたのですが、本校が参加している青少年健全育成地区委員会では、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の学校と、地域との連携が通学路に関しても図られていまして、通学路に関して独自に警察などに陳情して下さって、横断歩道や街灯、カーブミラーが増設されたということもございました。

もう一点、先日、本校で地域の中学校5校のブロック別会議というのがPTA主体で行われたのですが、この5校が集まった会議においても、やはり交通安全で一番話題になったのは自転車でした。

自転車に関しても、ヘルメット着用が法律で義務化されたとか、そういうことが話題にはなりましたが、それを徹底させるのが難しいということが一番保護

者の不安でありました。

それから不審者に関しても、防犯カメラや街灯の設置について声を合わせて要望していくという事が必要だね、というようなことで話が終わりました。今後はますます地域ですとか保護者との連携によって安全を確保していくことが重要で、通学区域が広がるということは連携が広範囲になっていくので、この連携の進め方が今後の課題かなと考えます。

佐藤会長

ありがとうございます。本当は丹間委員からご意見をいただくのですが、次の論点の最後に総括をお願いしたいと思います。

次が最後になります。資料5の2ページ(4)の論点②「学校統廃合を含めた通学区域の見直しをする場合に必要な通学における安全確保について」議論したいと思います。

論点の①で現状と課題について議論した内容も踏まえて、あらためて「学校統廃合を含めた通学区域の見直しをする場合に必要な通学における安全確保」についてご意見を伺いたいと思います。先ほどご発言いただいた内容と重複しても差し支えありませんので、ちょっと順番を変えて中委員からよろしいですか。

中委員

話が重複しますが、勘弁してください。先日、登戸のカリタス学園の事件がありましたね。その1週間か2週間後くらいですかね。私は現場に行ってみました。本当に死角と言えば死角になっていた。そういう場所なんですよ。

しかし、あそこに民家がずっと並んでいますので、誰か一人か二人でも立ってあげていれば、大人が周りに目をやっていたら起きなかったか、あるいは軽くて済んだんじゃないかというような感じがしました。

ですので、本当に大人から見た死角、あるいは子どもたちから見た死角。この危険箇所をですね、どれだけ大人が…私ども町内会もそうですし、保護者が確認しているのか対策ができるのかということが大事だろうと思います。

佐藤会長

安達委員もよろしければお願いいたします。

安達委員

これから先、学校統廃合だけでなく、子どもが多く住んでいる地域等が変わってきたり、街づくりによって交通量が増加してくる地域も出てくるんじゃないかなという気がします。そうなった場合、通学路自体の見直しといたしますか、これは教育委員会と学校の方で、どのように考えているのか。そう言った事案があった場合に、どのような対策をするのか。これからの大まかな考えでもよろしいので、あれば教えて頂きたいなと思います。

佐藤会長

ありがとうございます。安達委員のご意見に対して事務局よろしいですか。

学務課長

通学路の点検につきましては、隔年、2年にいっぺんずつ点検していますよということをお話しさせていただいたのですが、今、安達委員からご意見をいただいた環境変化に応じた取り組みということで、例えば今回、南町田にグランベリーパークができあがりました。

グランベリーパークによって人の流れ、車の流れ、いろんな流れが変わりましたので、そこについては隔年ということではなくて、オープン前に警察の協力もいただき点検をしました。通常ですと通学路点検というのは交通課の警察官の方に来ていただくのですが、今回はグランベリーパーク内を通学路にできないかどうか、と

いうことを検討いたしました。パーク内に車はきませんので、生活安全課、不審者対策をやっている部署の警察官の同行の下、通学路点検をしたというような事例がございます。それ以外にも色々な環境変化に対応していきたいという風に考えております。以上です。

佐藤会長

この安全対策については、これは学校の統廃合、あるいは通学区域の見直しを進める前提として、必要要件という風に認識が一致していると思いますので、今のご意見も含めて今後の議論を深めてきたいと思います。

最後にすみません。お待たせしました。丹間委員、総括をお願いいたします。

丹間委員

会長にまとめていただいたように、通学の安全対策は前提条件ですし、究極的には、通学における事故や事件というのをゼロにしていきたいと思います。

今日の議論をしていて、私としては大きく3つ考えたことがあります。

まず1点目は、資料8の2ページ目の関係機関の所で安達委員からご発言いただいて、中委員からも実際の通学路の見守りの話をさせていただいたんですけども、通学の安全対策は町内会も含めてやる。やはりこの通学の安全対策に関しては、行政、学校、家庭、そして地域が連携してやっていかななくてはいけない、そういう取り組みなんだなという事を確認できたと思います。

2点目は、我々この審議会で望ましい学校配置を考えているわけなんですけれども、通学路だけではなく子どもたちの通学環境をどんなものにしていくのか、その安全対策をどうしていくかということも、この望ましい学校配置を考える上で一緒に考えていかななくてはいけないことだと考えます。

資料5の2ページの(4)の最後の所で、1998年答申では「安全な通学路」という表現で答申していたかと思います。今回は、道路のことだけではなく、安全教育や通学方法、見守り活動も含めた通学環境の整備について、1点目の連携という事も含めながら考えていくということを大事にできたらと思います。

最後に3点目なんですけれども、資料9で中田委員から小川小学校の通学路の図を示していただき、大変参考になりました。

町田市には、全部で42の市立小学校と、それから20の市立中学校がございます。そういう意味では、それぞれの地域によって道路や交通の状況が違っていると思います。町田市は、バスのネットワーク、路線バスのネットワークが非常に充実しているように一面では見えるかもしれませんが、しかし、今日も議論の中にありましたように、バスの本数が少ない地域もあるわけですね。そういう意味では、それぞれの地域の実情に応じて、この安全対策や負担軽減策を含めた通学環境をどう考えていくのか。その上で学校配置を望ましい形にしていくという事を今後考えていくことができたらと思います。

佐藤会長

まとめていただいてありがとうございます。委員の皆様の発言を踏まえて、事務局で整理して報告をお願いしたいと思います。

4.閉会

佐藤会長 これで本日の審議は終了となりますけれども、第 5 回につきまして、どうぞ事務局からご案内をお願いいたします。

教育総務課
担当課長 第 5 回審議会開催概要についてお伝えいたします。次第でございます通り、第 5 回は開催日 2019 年 12 月 20 日（金）。開催時刻は 14 時からとなっております。開催場所は市庁舎 3 階の 3-2 会議となっております。以上です。

佐藤会長 今日は適正配置はもちろんですけれども、この安全対策という大事な課題を我々は議論いたしました。これ無くしては元も子もありません。これからも十分議論を尽くしていきたいと思えます。

 今ありましたように第 5 回審議会は 12 月 20 日午後 2 時から開催となります。以上をもちまして、第 4 回の町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を終了したいと思えます。議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。